

供覽

決戰非常措置要綱第十ニ基ク實施案

(内閣)

(一) 人事課ノ事務ニ關シ左記措置ヲ行フ

1) 官等並待遇相當官等陞叙ノ辭令書交付ノ停止

官等並待遇相當官等陞叙發令ノ場合ニハ從來官報ニ掲載スルト
共ニ本人ニ辭令書ヲ交付シタルモ爾今當分ノ間高等官二等ニ陞
叙スル場合ヲ除キ本人ニ對スル辭令書ノ交付ハ之ヲ停止シ其ノ
發令ノ際ニハ豫メ關係省ニ打合ヒタル後發令スルコトトシ尙主
務省ニ於テ辭令書ノ交付ニ代ヘ適宜簡易ナル方法ニ依リ本人ニ
對シ通知スル兼普置スルコト。

平時的又ハ長期計畫の事務又ハ事業

停止ニ關スル件(内閣ノ分)

埋

法制局ニテマトメラレタルモノ

供覽

決戦非常措置要綱第十二基ク實施案

(内閣)

(一) 人事課ノ事務ニ關シ左記措置ヲ行フ

1) 官等並待遇相當官等陞叙ノ辭令書交付ノ停止

官等並待遇相當官等陞叙發令ノ場合ニハ從來官報ニ掲載スルト
共ニ本人ニ辭令書ヲ交付シタルモ爾今當分ノ間高等官二等ニ陞
叙スル場合ヲ除キ本人ニ對スル辭令書ノ交付ハ之ヲ停止シ其ノ
發令ノ際ニハ豫メ關係省ニ打合ヒタル後發令スルコトトシ尙主
務省ニ於テ辭令書ノ交付ニ代ヘ適宜簡易ナル方法ニ依リ本人ニ
對シ通知スル様措置スルコト。

(2) 履歷記入事項ノ整理

昭和二十一年七月七日
陸軍省(陸軍部) 陸軍省
人事課(人事課)

(5) 專任官入部員、職員

職之職務又は職務給付に關する

事務に關する事務命令、或は之に對する裁量權を行使するに關する

命令、或は之に對する裁量權を行使するに關する事務命令、或は之に對する裁量權を行使するに關する

事務命令、或は之に對する裁量權を行使するに關する事務命令、或は之に對する裁量權を行使するに關する

事務命令、或は之に對する裁量權を行使するに關する事務命令、或は之に對する裁量權を行使するに關する

事務命令、或は之に對する裁量權を行使するに關する事務命令、或は之に對する裁量權を行使するに關する

事務命令、或は之に對する裁量權を行使するに關する事務命令、或は之に對する裁量權を行使するに關する

事務命令、或は之に對する裁量權を行使するに關する事務命令、或は之に對する裁量權を行使するに關する

内閣官房保管ノ高等官履歷ニハ任免、敘位、敘勳等必要ナル最
少限度ノ事項ニ限リ之ヲ記入シ各廳發令ノ補職、勤務等ノ事項
ハ當分ノ間之ガ記入ヲ停止スルコト。

(二) 左記委員會ハ之ヲ停止ス

(1) 臨時資金調整委員會

(2) 交通事業調整委員會

(3) 肇國聖蹟調査委員會